

第8節 防災

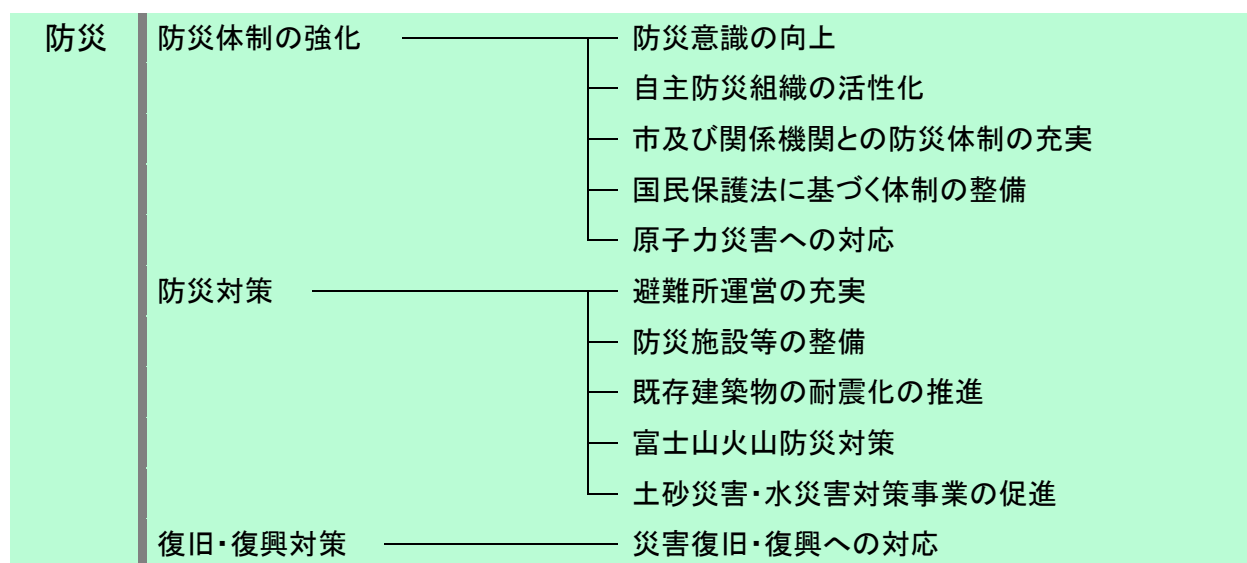


現況と課題

- ◆ 地震、噴火、水害など各地で災害が続く中で、本市においても、地震に関しては東海地震対策強化地域に、富士山火山に関しては活動火山対策特別措置法（活火山法）に基づく警戒地域にそれぞれ指定されており、「富士吉田市地域防災計画」にも地震編に「東海地震に関する事前対策計画」を、また富士山火山編にも各種計画を定め、重点的に防災対策に取り組んでいます。
- ◆ 自助、共助の体制を強化するため、防災訓練では、市民（自主防災会）、避難施設（避難所となる学校の教職員）、市職員が協力して行うなどの改善が進められ、特に自主防災会に対しては、防災資機材購入や活動の支援、防災出前講座など組織の活性化に向けた協力を行っています。さらに民間の防災専門団体「富士吉田防災士会」等と連携しながら講演会や防災普及活動を行うなど、幅広い年齢層や性別など偏りのない市民防災意識の向上に努めています。
- ◆ 災害時の避難所対策については、避難所運営マニュアルを作成し、自主防災会の手で避難所運営ができるよう支援しているほか、防災倉庫の備蓄品の充実を図っています。また各避難施設の耐震化は完了し、非構造部材の耐震化について計画的に進めていきます。
- ◆ 市の防災体制として、災害時の行動に即した配備体制、BCP（業務継続計画）の作成、防災専門官の設置などの充実に努め、ハード面でも防災拠点となる市役所東庁舎や市立病院のヘリポートの整備を進めてきました。また災害情報の伝達については、防災行政無線のほか、安全安心メール、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど、確実な手段の整備を進めてきました。
- ◆ 災害時の応援体制は、他自治体、企業、各種団体等と災害時応援協定を多数結び、また、山梨県、警察、ライフライン関係事業者等と防災会議、防災訓練などを通じ連携を強化しています。今後は、災害時に全国からの自治体やボランティアの受入れ体制の構築が課題となります。
- ◆ 要配慮者にかかる支援としては、各地の民生委員との連携のほか、民間福祉施設を災害時に避難所として活用する福祉避難所の協定締結、避難所運営マニュアル配布、備蓄品の整備を進めてきましたが、さらに実効性のある避難所運営のため、施設ごとの対策が必要となっています。
- ◆ 自然災害以外では、武力攻撃や大規模テロ等への備えとして、「富士吉田市国民保護計画」に基づき、国・県と共に通信訓練を行うほか、緊急時の避難の留意点などを市民に広報しています。また原子力災害については、情報の収集及び連絡、活動体制を地域防災計画に盛り込み、平常時の対策として放射性物質調査を行っています。これに伴う原子力発電所近隣の自治体の受入れについては、応援協定を締結した上での調整が必要となります。
- ◆ 富士山火山噴火対策については、富士山ハザードマップが改定され火山現象における想定等が大きく変わり、それに伴い富士山火山防災対策協議会において富士山火山広域避難計画の見直しが行われることとなりました。今後は、改定された富士山ハザードマップや広域避難計画に基づき、地域防災計画等を改定する必要があります。さらに、国による富士山火山噴火対策砂防事業推進の要望や避難確保計画の作成支援、降灰除去計画、火山教育の推進などが課題となります。

- ◆ 災害時における早急な行政サービスの再開復旧に向けて、本市はBCP（業務継続計画）を2016（平成28）年4月に策定していますが、住民の住宅や生活、公共施設や公共土木施設の復旧、被災者の経済支援など、災害からの再建全般にわたって事前に対応を定めておく必要があります。
- ◆ 土砂災害予防対策として、山梨県と協力し危険区域において急傾斜地崩壊対策事業を進めているほか、土砂災害警戒ハザードマップを市民に配布し、各地域への啓発活動を通じて、土砂災害等への備えの強化に努めています。

施策の体系



● 富士山噴火を想定した避難訓練



● トイレトレーラー



● 避難所用テント



(1) 防災体制の強化

①防災意識の向上

災害時の「自助」「共助」で最も重要となる「平常時からの住民の防災意識」の向上を図るため、防災訓練や出前講座などの機会を一層充実させるほか、「富士吉田市防災の日」のイベントの充実や情報発信、小中学生への防災教育等を通じ、子どもや主婦など幅広い対象に普及啓発を図ります。

②自主防災組織の活性化

自主防災組織ごとの避難所運営マニュアル、自主防災マップの作成支援など、実効性の高い活動についての助言、支援を行うとともに、富士吉田防災士会については、会員の専門性を活かし、地域や各種団体等に対する防災意識の向上、防災士のスキルアップのための活動を支え、市全般にわたる自主防災組織の活性化を目指します。

③市及び関係機関との防災体制の充実

市の職員配備体制等について検証と修正を行い、行政におけるBCP（業務継続計画）の見直しや周知も進めていきます。また、山梨県、警察などの関係機関とのさらなる連携の充実はもとより、災害時の物資輸送体制の充実のための県や運輸機関との連携や協定など、今後もひとつでも多くの災害協定の締結を推進していきます。また、市災害ボランティアセンターとの連携強化や全国の自治体からの応援を受け入れる「受援計画」の策定など、災害時の応援体制の強化も図っていきます。

④国民保護法に基づく体制の整備

国・県などと協力を得て、災害対応体制及び「富士吉田市国民保護計画」に基づくマニュアルなどを整備していきます。

⑤原子力災害への対応

原子力災害対応のうち、放射性物質調査を継続するとともに、原発周辺の避難元自治体との協定締結について、山梨県の仲介のもと速やかに進められるよう促していきます。また、本市に放射線被害が及ぶ場合の原子力災害の防災計画の策定に向けて検討します。そこでは、広域避難も想定し、国・県などに広域連携をとれるよう働きかけます。

(2) 防災対策

①避難所運営の充実

避難所運営に関しては、避難所運営マニュアルに基づいた避難所ごとの体制づくりや感染症の蔓延防止対策、地域の自主防災リーダーの育成に努めていきます。また、避難所の生活に関して、育児や介護のニーズに対しきめ細かい対応も必要となるため、女性の防災リーダーの育成やトイレなど衛生面に配慮した生活環境の確保対策を進めていきます。併せて、福祉避難所に関する要配慮者に対する広報・周知を行い、福祉避難所の開設、運営が円滑にできるよう、各施設との協議を進め、防災訓練への参画も図っていきます。

②防災施設等の整備

より確実に防災情報を市民に伝達するため、2019・2020（令和元・2）年度において新防災行政放送システムを導入しました。併せて、情報伝達の多重化を実現させるため、戸別受信機の全戸配布を目指します。また、災害時の緊急輸送道路の拡幅等の整備のほか、給水管の耐震化の推進を働きかけます。さらに、市役所庁舎被災時の代替施設について、会議室の電源、スペースなどの機能を有する施設の確保を検討します。同時に、避難所となる施設の非構造部材の耐震化等を推進します。

③既存建築物の耐震化の推進

1981（昭和56）年5月以前に建築された一戸建ての木造住宅に対する耐震化への支援・助言を行います。また、大規模地震の際に道路を閉塞する恐れのある建築物等の耐震化のための適切な助言・指導を行っていきます。

④富士山火山防災対策

平時より富士山の火山災害に対する防災体制を構築し、近隣市町村のみならず山梨県や静岡県側の市町、火山専門家、関係機関とも連携し、住民避難計画の策定や避難訓練を実施します。また、噴火の兆候に関する情報をいち早く入手できるよう、火山専門家や関係機関とも連携し、富士山の火山活動状況の把握に努め、さらに、溶岩流や融雪型火山泥流、降灰後土石流等に対する火山防災対策について国等に働きかけていきます。

⑤土砂災害・水災害対策事業の促進

山梨県が土砂災害防止法及び水防法に基づき実施している危険区域の地形・地質・土地利用状況等の調査、急傾斜地崩壊対策事業または、治水対策事業として県が行う砂防工事等に積極的に協力するとともに、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域等の指定の周知と、指定区域住民に対する適切な指導に努めます。また、砂防ダムや堰堤などの施設整備に向け、管理者である国や県に働きかけていきます。ソフト面では、ハザードマップを基にした危険箇所の周知や避難対策、防災訓練のほか、地域による危険監視体制や情報伝達手段や体制の充実、住民意識の啓発に努めています。

(3) 復旧・復興対策

①災害復旧・復興への対応

復旧・復興対策については、災害発生後の比較的早い段階から必要となる倒壊家屋などの被災状況の把握、災害廃棄物の処理、り災証明の発行等に関する相談対応について、東日本大震災などの災害事例を参考にし、対応マニュアル等を策定していきます。また、被災前の状況と比べて、安全性、生活環境の向上などが図られるような復興対策を推進していきます。

●富士吉田防災ラジオ(戸別受信機)



●避難所用移動式蓄電池

